

ひょうごアーティストサロン賞表彰要綱

(目的)

第1条 公益財団法人兵庫県芸術文化協会は、ひょうごアーティストサロン（以下「サロン」という。）が実施する事業において、すぐれた活動を行い、将来が期待される者及びサロンの企画・運営に協力した指導者等を表彰することにより、新進・若手アーティストへの活動の支援と芸術文化の振興を図る。

(表彰の範囲)

第2条 表彰の範囲は、サロンが実施する事業に積極的に参加した者及びサロンが実施する事業への出演、出展に理解を示し、企画・運営に協力した指導者等とする。

(表彰の決定及び方法)

第3条 表彰は、別に定める選考委員会の選考に基づき決定し、表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年2月または3月に実施する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 旧要綱（平成22年8月18日施行）は廃止する。

ひょうごアーティストサロン賞表彰取扱要領

(目的)

第1 この要領は、ひょうごアーティストサロン賞表彰要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、必要な事項を定める。

(被表彰者の範囲)

第2 要綱第2条に規定する被表彰者の範囲は、次のとおり、アーティスト部門、協力者部門に分けることとする。

- 2 音楽、舞踊、美術等の分野において、創作活動を行いながら、ひょうごアーティストサロン（以下「サロン」という。）の事業に積極的に参加し、将来、一層の活躍が期待される新進・若手芸術家で、50歳未満とする。
- 3 サロンが実施する事業への出演、出展に理解を示し、企画・運営に協力した指導者、グループの責任者、事務局の関係者、団体等
- 4 件数は、年間3件以内とする。

(被表彰者の選考)

第3 要綱第3条に規定する被表彰者の選考は、芸術文化団体、芸術文化関係者等の推薦に基づき、選考委員会が行うものとする。

- 2 前項の被表彰者の推薦は、ひょうごアーティストサロン賞被表彰者推薦書（様式第1号）により行うものとする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。